

高品質な監査を  
実現するための  
取り組み

# 3

## 品質管理

Quality Management

### 15の品質目標

#### ■ ガバナンスおよびリーダーシップ

目標1: リーダーシップチームによる  
適切な品質管理体制の維持構築

#### ■ 職業倫理および独立性

目標2: 行動規範と法規制の遵守および  
適切な行動

目標3: 独立性の遵守

#### ■ 契約の新規の締結および更新

目標4: クライアントの業務リスクの  
見直しと対応

目標5: 業務の開発および管理

目標6: 契約の締結および更新

#### ■ 監査事務所の業務運営に関する資源

目標7: 人財の採用、人財育成および人財の定着

目標8: 教育研修

目標9: 人財の配置

目標10: 人事評価

#### ■ ITの活用

目標11: デジタル化の推進とITシステムの適切な管理

#### ■ 業務の実施と支援

目標12: 業務チームに対する  
適切なサポートの提供

目標13: 監督および査閲

目標14: 専門的見解の提供

#### ■ 品質管理システムのモニタリングおよび改善プロセス

目標15: 業務の品質管理および検証

## ▶ 品質管理担当パートナーからのメッセージ



ゆるぎない品質を提供し続ける  
組織を目指します。

執行役 品質管理担当 鈴木 隆樹

品質管理共同担当(上席執行役員) ジェームズ ボイントン

2023年7月に品質管理担当執行役に就任した鈴木隆樹です。私は、2022年6月までPwCあらたの監査業務プロセス改善プログラム(EPQ)のリーダーとチーフオーディターのリーダーを務めておりました。この二つの役割は、監査現場と品質管理本部との間の架け橋となり、品質管理本部と連携して監査品質の向上や効率性の向上を推進していく機能を担っています。以前は、監査現場と品質管理本部が積極的にコミュニケーションできていないような状況が時折見受けられました。前任の品質管理担当執行役の辻村が就任した際に、監査現場からの声にもっと耳を傾けるという品質管理本部としての方針を打ち出して以来、この数年間で監査現場と品質管理本部のコミュニケーションは以前に比べて活発になってきていると感じていますがさらなるコミュニケーションの向上が必要だと考えています。私自身のこれまでの経験を活かして、これまで以上に監査現場と品質管理本部とのコミュニケーションを

密にすることで、より実効性のある監査品質向上を推進していく所存です。

非財務情報開示の急速な拡大により、企業のステークホルダーは従来よりもより多くの情報に基づき、企業価値を評価することが可能になりつつあります。また、生成AIに代表されるテクノロジーの圧倒的な進化スピードにより、企業はより効率的にこれまでと同レベルもしくはそれ以上の情報を生成することが可能になってきました。このような非財務情報や新しいテクノロジーによって生成された情報をステークホルダーが安心して利用できるように信頼を付与することが、私たち監査法人には期待されており、そのためには、まず私たち自身が社会から信頼される存在であることが求められていると認識しています。

そのような中で、PwCあらたが監査を担当している被監査会社の有価証券報告書や被監査会社に提出している書類において会計士資格表記に誤りが発見されたことで、ご心配をおかけしました。

今回の誤りの発生原因については、品質管理本部が主体となって、監査現場と緊密に連携して真因分析を速やかに実施し、監査現場と品質管理本部それぞれの実行責任を明確にした再発防止策を策定し、すでに実行しています。また、今回の真因分析、再発防止策の内容の妥当性およびその実行の適切性については、品質管理のフレームワークであるQMSE<sup>※</sup>に基づき、検証が行われています。

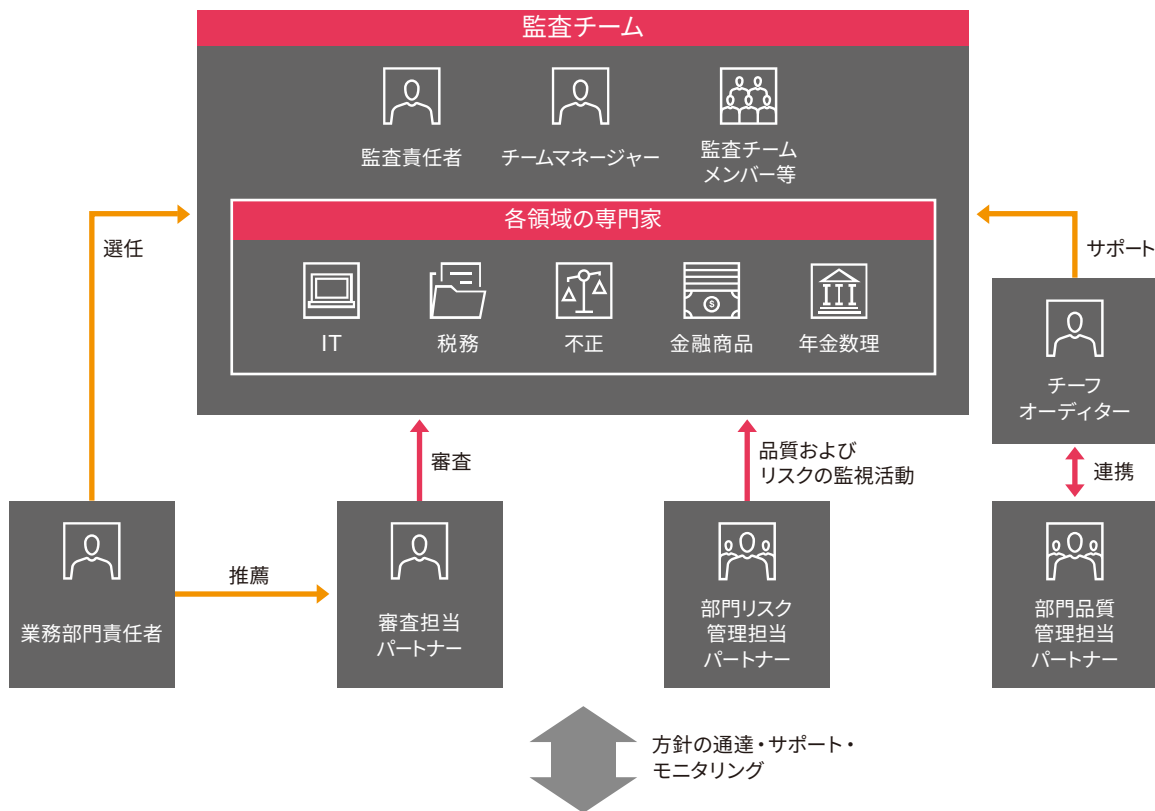
2023年6月1日に当法人はPwC京都監査法人との統合に向けた協議を開始したことを発表しました。12月1日に予定している統合法人発足後は、Assurance Vision 2030を実現するために品質管理活動をさらに発展強化させていくことにより、この変化の激しい時代における監査のさらなる品質向上を目指してまいります。

QMSEの詳細については  
p. 27をご参照ください。

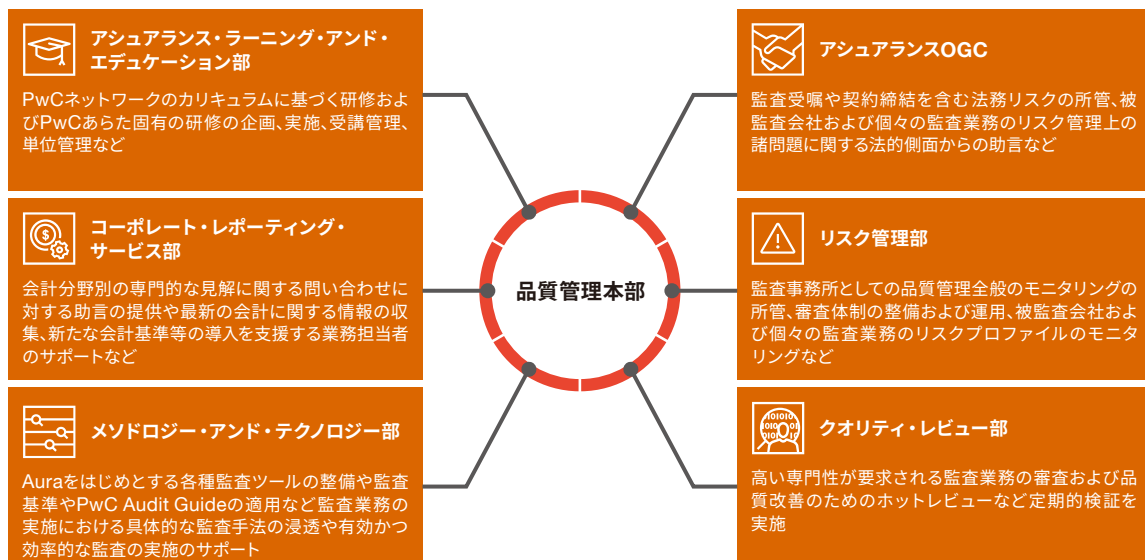
# PwCあらたの「品質管理」

PwCあらたでは、監査現場における品質管理、品質管理のサポートおよびモニタリング、各領域の専門家やPwCネットワークとの連携を通じて、監査チームが主体的に課題を解決しつつ、品質管理本部や各領域の専門家、日本企業支援ネットワーク（JBN：Japanese Business Network）などPwCネットワークの全てのリソースを結集して監査現場を支えています。

## 監査現場における品質管理



## 品質管理本部によるサポートおよびモニタリング



※独立性や職業倫理に関する業務は、インターナルファームサービス部門(p. 34参照) コンプライアンス室で実施しています。

## 品質管理本部によるサポートおよびモニタリング体制

>>> 目標13

### 品質管理本部

品質管理本部には、主に会計や監査の領域における専門のパートナーや職員が配置され、専門的な見解に関する問い合わせに対する助言の提供や品質改善のためのホットレビューなど、随時、業務遂行上の留意事項について各監査チー

ムとコミュニケーションを取りながら問題点の早期発見・解決に努めています。

### 監査チームの組成と支援体制

監査チームは、専門家で編成された各業務部門の中で、厳正かつ公正な監査を実施するために必要十分な人財により

組成されており、PwCネットワークに所属する各領域の専門家を含んでいます。その他、審査担当パートナー、部門リスク管理担当パートナー、部門品質管理担当パートナー、チーフオーディター等、監査チーム外からのサポート体制も備えています。

#### 監査責任者

監査チームの実施手続および結論について最終的な責任を負います。監査責任者は、各監査部門の責任者によって選任され、品質管理担当執行役、アシュアランスリーダーが承認します。

#### 審査担当パートナー

審査担当パートナーは、監査の計画および意見表明時のみならず、検討すべき事項が生じるたびに、監査チームと討議し、実効性のある審査を適時に行っています。

#### チームマネージャー

監査の全過程において、監査責任者を補佐し、各監査チームメンバーが実施した監査手続およびその結果を検討し、十分かつ適切な監査証拠が入手できていることを確認します。

#### 部門リスク管理担当パートナー

品質管理本部が実施する品質管理のための監視活動をサポートするとともに、必要に応じて、各監査部門において品質およびリスク管理のための独自の監視活動を実施します。

#### 監査チームメンバー

監査計画に基づき、職業的懐疑心を保持・発揮しながら監査手続を実施します。また、重要な事項等について、監査責任者およびチームマネージャーに適時に報告・討議します。

#### 部門品質管理担当パートナー

部門リスク管理パートナーの役割のうち品質管理に関する役割を担います。各業務部門のチーフオーディターと連携して各業務部門における品質管理を実施します。

#### 各領域の専門家

ITシステムや税務、不正、金融商品、年金数理等の複雑な領域においては、各領域の専門家が監査の各段階において十分に関与する体制を構築しています。

#### チーフオーディター

監査に関する知識・経験が特に豊富なパートナーおよび職員により構成され、法人レベルの品質管理活動に関する監査現場での定着を図り、各監査部門における自主的な品質管理活動を主導しています。

### 品質管理業務の人員数

品質管理部門(機能)	2022年度			2023年度		
	パートナー	マネージャー以上の専門職員	合計	パートナー	マネージャー以上の専門職員	合計
品質管理部門統括	2名	0名	2名	3名	0名	3名
独立性・職業倫理の管理 <sup>※1</sup>	2名	26名	28名	2名	29名	31名
リスク管理・定期的検証等の監視活動	11名	27名	38名	12名	30名	42名
法務	1名	1名	2名	1名	1名	2名
会計の専門的見解の問い合わせへの対応	6名	21名	27名	7名	20名	27名
監査の専門的見解の問い合わせへの対応	3名	19名	22名	4名	20名	24名
教育研修・人財育成	1名	7名	8名	1名	7名	8名
品質管理部門合計(A) <sup>※3</sup>	26名	101名	127名	30名	107名	137名
監査に従事するパートナーおよびマネージャー以上の専門職員(B) <sup>※2, ※3</sup>	121名	371名	492名	120名	368名	488名
比率(C) <sup>※4</sup>	21.5%	27.2%	25.8%	25.0%	29.1%	28.1%

※1 独立性・職業倫理の管理は、品質管理本部ではなく、インターナルファームサービス部門(p. 34)に所属するコンプライアンス室の独立性グループが担当しています。

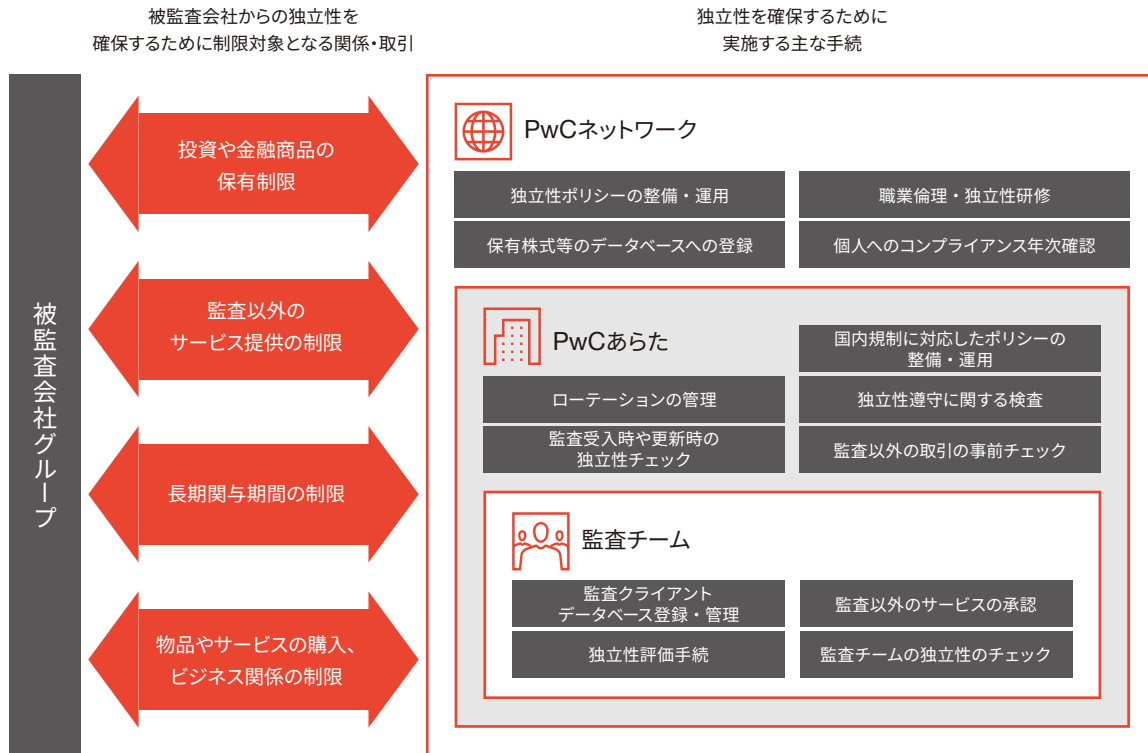
※2 監査業務に年間35時間以上関与するパートナー・専門職員のうち、6月末に在籍していた監査従事者として算定しています。

※3 品質管理部門合計(A)ならびに監査に従事するパートナーおよびマネージャー以上の専門職員(B)には、それぞれ兼務者が含まれています。

※4 比率(C)は、品質管理部門合計(A)を監査に従事するパートナーおよびマネージャー以上の専門職員(B)で除して算出しています。

## 職業倫理と独立性・契約の締結および更新

### 独立性に関する方針および手続



- PwC Global Independence Policy
- 国際会計士連盟の倫理規定
- 日本公認会計士協会倫理規則
- 公認会計士法
- 金融商品取引法、会社法
- 米国SEC規則

### 独立性に関する方針および手続

独立した立場を保持することは監査の前提であり、監査クライアントとの信頼関係を基礎に独立性の保持に関する協力関係を築くことは、PwCとしての存在意義に資するものです。そのため、PwCネットワークのメンバーファームとして、PwC Global Independence Policy (独立性に関する指針) を基本に、わが国の法令および日本公認会計士協会の倫理規則を踏まえたものを当法人の独立性に関する指針とし、その遵守に係る方針および手続を定めています。独立性の方針および手続に関する理解を徹底させるため、全てのパートナーおよ

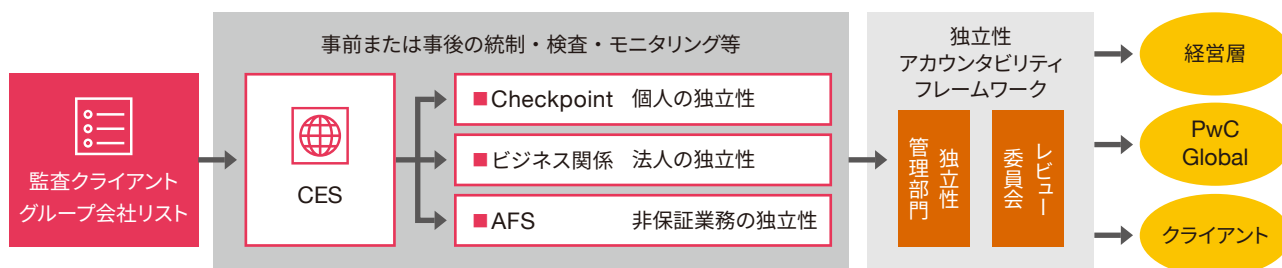
び職員を対象とした独立性に関する研修を定期的実施しています。また、年次のコンプライアンス確認手続を通じて、独立性に関する方針および手続について全てのパートナーおよび職員が理解し遵守していることを確認しています。

当該方針および手続に基づき、被監査会社をPwCネットワークが共有するクライアントデータベースに登録することによって、当法人の被監査会社のみならずPwCネットワークの被監査会社全般について独立性に関して制限のあるクライアントを把握できる体制となっており、独立性に関する指針の遵守を確保する枠組みとして維持・運用しています。

### 職業倫理

当法人は、わが国の法令および日本公認会計士協会の倫理規則ならびにPwCネットワーク共通のCode of Conductに準拠して、職業倫理に関する行動規範および関連するガイダンスを定めています。当該行動規範および関連するガイダンスには、職業倫理および独立性に加えて、マネーロンダリング防止、反トラストや反腐败、反社会的勢力への対応、情報保護、インサイダー取引防止、被監査会社等による違法行為への対応など、幅広い場面に对应する規程が設けられています。

## 独立性を監視するプロセスの全体像



### パートナーと職員の個人の独立性

当法人のパートナーおよび職員について、年次のコンプライアンス確認手続および個々の監査業務に従事する際に実施する独立性のチェック等を通じて、独立性遵守を確認しています。また、全てのパートナーおよび職員は、保有する有価証券や、保険や年金を通じて間接的に運用する投資先等をデータベース(Checkpoint)に登録することを義務付け、独立性の諸規則に抵触していないことを確認しています。さらに、執行役およびパートナー就任予定者に加えて、無作為に抽出したパートナーおよび職員に対して独立性の遵守に関する詳細な検査を毎年実施しています。

被監査会社との馴れ合いを防止するため、監査責任者および審査担当パートナーや監査責任者を補佐する立場であるチームマネージャーについて、連続関与期間の上限および被監査会社への関与を禁止するインターバル期間を設け、モニタリングを実施することで、監査担当者の適切なローテーションを図っています。

### 法人としての独立性

当法人が外部から物品やサービスを購入する場合や、外部企業や個人とビジネス上の関係を展開する場合には、当法人と被監査会社との間の独立性を保持するため、取引の可否および取引内容について事前に専門部署の承認を得ることとしています。借入先やリース契約先との間においても独立性の問題が生じていないことを定期的に確認しています。また、当法人が保有する有価証券等をビジネス関係承認システムに登録し、独立性の諸規則に抵触しないことを確認しています。

### 非保証業務提供に関する独立性

被監査会社に対する業務の提供には一定の制限が設けられています。そのため、非保証業務の提供を検討する際には、PwCネットワークの被監査会社を登録・管理するマスタークライアントデータベース(CES)で業務提供先に対する独立性の制限の有無を確認した上で、PwCネットワークファーム共通の非保証業務ガイダンスを参照して業務提供の可否および提供可能な業務を判断します。提供可能な非保証業務については、

あらかじめ監査責任者の承認を得ることとしています(AFS)。

### 独立性に関する法令および規則等に抵触した場合の対応

監査業務の提供にあたって独立性の規則に違反する事象が生じた場合には、可能な限り速やかに当該違反の原因となった利害関係を解消するとともに、当該違反および対応策等について被監査会社の監査役等と書面をもって協議します。この他、独立性の方針や手続などの内部規則または法令等に違反した、または違反に関与したパートナーおよび職員は、所定の規程に基づく処分の対象となります。

### 独立性評価手続

監査意見表明のためには、会計期間の開始から監査意見日までの期間において被監査会社およびその関連企業等に対して継続して独立性を保持する必要があります。買収や合併など被監査会社の企業集団の構造等に変化が生じ、監査先に加わることで法人も個人も独立性を検討すべき範囲が増えます。例えば、非保証業務の提供や親族の雇用関係な

どがあり、独立性違反となる恐れがあるため、事前の独立性評価が必要となります。そのため、関連情報の適時共有と協力を全ての被監査会社をお願いしています。

### 契約の締結および更新

当法人は、わが国における監査の基準とPwCネットワークにおける方針を踏まえて、監査契約を含む全ての業務に係る契約の新規締結および更新に係る方針を定めています。新規契約の締結に先立ち、時間および人的資源を含め、当

法人が監査業務を実施するための適性および能力を有しているかを検討します（十分に人的資源を確保できないことが見込まれる場合には、新規の契約をお断りしている場合もあります）。そして、当該新規の被監査会社と当法人（パートナー・職員を含む）の独立性など利害関係を調査するとともに、当該被監査会社の評判、経営者の姿勢、ガバナンスや内部統制の状況、会計・監査上における問題の有無等のリスク評価手続を実施し、評価されたリスクに応じて定められた適切な承認を得ることとしています。契約の更新に際しては、少なくとも年に一度

リスク評価を実施し、その結果に応じた適切な承認を得ることが求められています。これら一連の手続は、PwCネットワーク共通の受入継続評価システムを通じて実施されます。

### 被監査会社の業務リスクの見直しと対応

契約の新規締結および更新にあたっては、高品質な監査を実現できる環境を被監査会社と実現するために、採算性等も含め、受入・継続の判断を行っています。

### IESBA改訂と被監査会社への非保証業務提供への影響と対応

国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) は、2021年4月28日付けでIESBA倫理規程の改訂（非保証業務および報酬）を公表し、当法人は日本公認会計士協会倫理規則の改訂にかかわらず、IESBA改訂規程に合わせて2022年12月15日以降に開始する事業年度の監査から適用しています。

非保証業務に関する改訂は、社会的影響力のある事業体 (PIE) に該当する監査業務の被監査会社に対する非保証業務の提供が会計事務所等の独立性に

対する自己レビューの阻害要因を生じさせる可能性がある場合には、その業務提供を全般的に禁止することに加え、自己レビューの阻害要因を生じさせない非保証業務については社会的影響度の高い事業体 (PIE) である被監査会社の監査役等に対して事前に「了解」を得ることを要求するものです。

これらの適用と実効性を担保すべく、当法人では、内部ポリシーやガイダンスの改訂、パートナーおよび職員に対して改訂に関する情報共有および研修を行

うとともに、監査役等からの「了解」を得るためのコミュニケーションツールとテンプレートをいち早く整備してきました。その後のIESBAおよび日本公認会計士協会の動向については、「IESBA News letter」と称するアラートを不定期に配信しています。

公共の利益のための大きな役割と責任を果たし被監査会社および社会の信頼を確保していくために、監査人に求められる高い水準の独立性の順守を徹底する体制を維持してまいります。

## 監査現場における品質管理

>>> 目標2 / 目標3 / 目標4 / 目標6

### 当法人の監査アプローチ PwC Audit

監査チームは、わが国の監査の基準およびPwCが世界で共通して採用する監査アプローチであるPwC Auditに準拠して監査を行います。PwC Auditは、国際監査基準の要求事項に加えて、PwCとして培ったノウハウをもとに開発された具体的な方針およびガイダンスです。PwC Auditによる監査アプローチにおいて、基本的かつ最も重要な要素は、監査リスクの適切な評価です。当法人は、期初の監査計画の立案時から監査報告書を発行するまでの全過程を通じ、継続して監査リスクの識別および評価を行い、これに適切に対応した監査手続を計画・実施します。

PwC Auditは監査の基準の改正や新たなビジネスリスクなどの影響を受けて、毎年改訂されます。改訂された方針およびガイダンスは、監査チームが電子監査調書システムとして利用するAuraに取り込まれ、新しい要求事項に適切に準拠して監査を行うことが可能となります。

リスク評価に関する基準であるISA 315および監基報315の改正をはじめとして、近年においては重要な監査の基準が毎年改正されています。当法人においては、2023年12月期の監査から、国際品質マネジメント基準およびわが国の品質管理基準の改正を受けて、ISA 220 (Revised)およびISQM 1とISQM 2を適用しています。

ISA 220 (Revised) / 改正監査基準報告書220は個々のエンゲージメントにおける品質管理の基準であり、監査責任者の責任が明確化され、監査責任者はリーダーシップを発揮するとともに、監

査の全過程において十分かつ適切な関与が求められることになりました。この改正に伴い、従来の監査責任者の関与時間がどの程度増加するのかについての分析を行い、関与が増加する領域やこれまでと同様の関与で十分な領域を各チームで見極め、詳細な監査計画を立案しています。監査チームは、各エンゲージメントにおいて、計画ミーティングを行い、十分な人財が配置され、適切に監査手続が行うことができるのかの確認や、監査チームのメンバーに対する指揮、監督、作業の査閲のための計画を作成し、計画どおりに実施しているかの確認をしています。

新基準が適用される業務にあたっては、品質管理本部とチーフオーディターが連携して、現場からの質問を取りまとめたり、ガイダンス文書の周知や文書化例の公開などのさまざまな取り組みが進められています。また、グループ監査においても監査チームのメンバーの拡大に伴い、改訂された監査指示書のテンプレートや、PwCネットワーク以外の構成単位の監査人が監査に関与する場合の、新しい確認書のテンプレートも導入されました。

このようにさまざまなテンプレートやPwC内外のリソースを活用して、新しい品質管理の基準に従った監査が実施できるための体制を整えています。

### 監査業務における指揮、 監督および査閲

監査責任者は、監査業務の指揮、監督、調書の査閲、監査チームとのミーティングや対話を通じて監査の品質を維持します。具体的には、監査の進捗状

況の把握、監査チームメンバーの配置、適切な指示などを行い、職業的懐疑心を保持・発揮するための文化の醸成や職業倫理に対する喚起とともに、リスクの識別、評価およびその対応に関与し、実施された手続、結論と文書化が十分かつ適切となるように指導・監督する役割を担っています。

電子調書システムであるAuraは、実施した一連の監査業務を文書化し、監査の進捗を把握できるように設計されているため、監査責任者および監査チームは、全ての作業が適切に計画どおりに完了し、査閲されていることを、Auraの機能を活用することにより容易に随時確認することができます。

### 審査

ISQM 2/品質管理基準報告書第2号の新設により、審査担当者の責任も明確化されました。審査は、全ての監査業務について、監査の計画、実施および完了の全段階で、監査チームによる監査の実施と並行して行われます。審査担当パートナーは、監査の計画および意見表明時のみならず、検討すべき事項が生じるたびに、監査責任者および監査チームと協議し、実効性のある審査を適時に行い、文書化しています。審査担当パートナーの選任にあたっては、各業務部門での推薦を受け、品質管理担当執行役が承認することで、審査担当パートナーの適格性を確保しています。また、審査担当パートナーには適切な審査を行う上で必要とされる研修を受講する義務が課され、受講したかどうかの確認が行われています。



## ITを重視した監査アプローチ

>>> 目標12

### 監査におけるITの重要性とDX推進によるリスクの変化

現在の企業活動においては、ITが高度に利用され、財務報告や関連する内部統制においてもITは欠かせないものとなっています。さらに、多くの企業がデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進し、クラウドやブロックチェーン技術の活用や、RPAやAIによる自動化など先進的なテクノロジーの導入が進められてい

ます。ペーパーレス化も進み、電子押印やワークフローシステムも多くの企業で利用されているなど、ITの活用の度合いは拡大と深化の一途を辿っています。一方、新技術の導入は新たなリスクをもたらしています。例えば、紙とハンコの代替としてワークフローシステムを利用する場合、アカウントの不正利用や承認ルートの設定誤り等により不適切な承認が行われるリスクなど、IT特有のリスクを考慮する必要があります。このように、監査

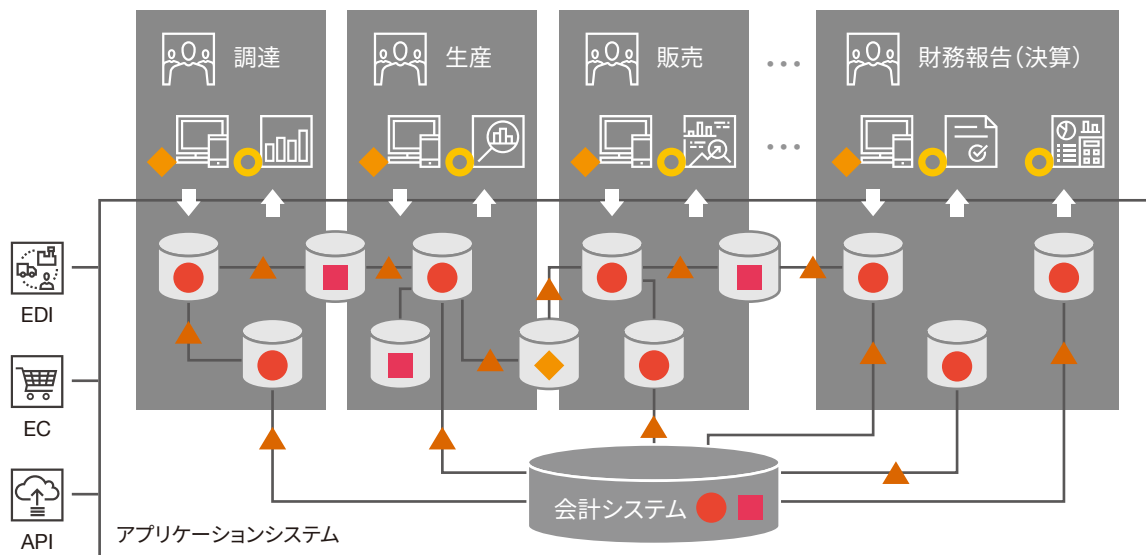
上も財務報告のために使用されているITの信頼性を評価することが必要であり、その重要性はさらに高まっています。

また、情報や業務のデジタル化によりサイバーセキュリティのリスクも増大しています。特に、ランサムウェアによる被害は近年非常に増加しており、会計データが暗号化されることにより決算処理を適時に行うことができない事例も生じており、財務報告に関するリスクとして対応する必要性が生じています。

### ITおよび業務プロセス関連図

#### IT業務処理統制

● 自動化された統制 ■ 自動計算 ▲ インターフェイス ◆ アクセス制限 ○ レポート



#### 情報システム管理・セキュリティ管理



## IT業務処理統制とIT全般統制

ITに係る統制としては、自動計算やインターフェースなどシステムの機能および処理である「IT業務処理統制」と、システムの開発、保守、セキュリティ管理や障害対応などシステムの信頼性を下支える「IT全般統制」の2つがあります。

売上プロセスを例にとると、販売管理システムによって顧客からの受注データをもとに出荷指示が出され、単価マスターに登録された単価を用いて売上金額が計算され、その売上のデータを会計システムにインターフェースするといった、一連の処理が実施されています。人手が介在するのは、要所でのチェックや承認のみであり、業務プロセスの多くはシステムによって処理されています。仮に、システムの不具合によりインターフェースが二重に処理される、また、不適切な権限設定により単価マスターが改ざんされると、売上金額は正しく集計されません。

また、開発担当者がプログラムやデータを更新できる権限を制限したり、不適切な変更がないことをモニタリングするIT全般統制がない場合、年間を通じて売上金額の計算処理やインターフェースが有効に機能し続けているという前提が崩れることとなります。前ページの図に示しているように、IT全般統制は財務報告に関連する内部統制全体の土台となっており、監査上もこれを評価することが非常に重要です。

## ITに関する監査アプローチ

企業のIT化、デジタル化が深化している今、従来の紙の証憑や手作業による

統制の検証を中心とした監査手続では監査リスクを低減させるには十分ではなく、IT環境を表面的に理解および評価するだけでは重大なITリスクに対応できません。

PwCあらたでは、IT統制に対して深度ある監査手続を実施しています。具体的には、IT業務処理統制に対しては、ヒアリングに加え仕様書の閲覧などを通じて正確にシステムの仕様を理解するとともに、理解した仕様どおりの処理が実施されているか、実際のデータを用いて検証を行います。また、その土台となるIT全般統制においても、プログラム変更のログデータやセキュリティに関する設定値まで検証することで、プログラムとデータへの不適切な変更に対して十分な内部統制が整備運用されていることを検証しています。ERPシステムの複雑な権限設定に対しても、PwCグローバルが開発した評価ツールを利用し、網羅的に検証しています。

ITが業務プロセスに組み込まれることで、大量の取引やデータをルールに則って一貫して処理することができ、また、適切な担当者だけがアクセスできるように制限することで不正なデータ改ざんを防止するなど、内部統制の強化に役立ちます。その一方で、前述のようにITを利用することによって生じるリスクも存在します。監査人がITの利用から生じるリスクと関連する内部統制を深く理解し適切に評価することで、効果的かつ効率的な監査が実施できると私たちは考えています。

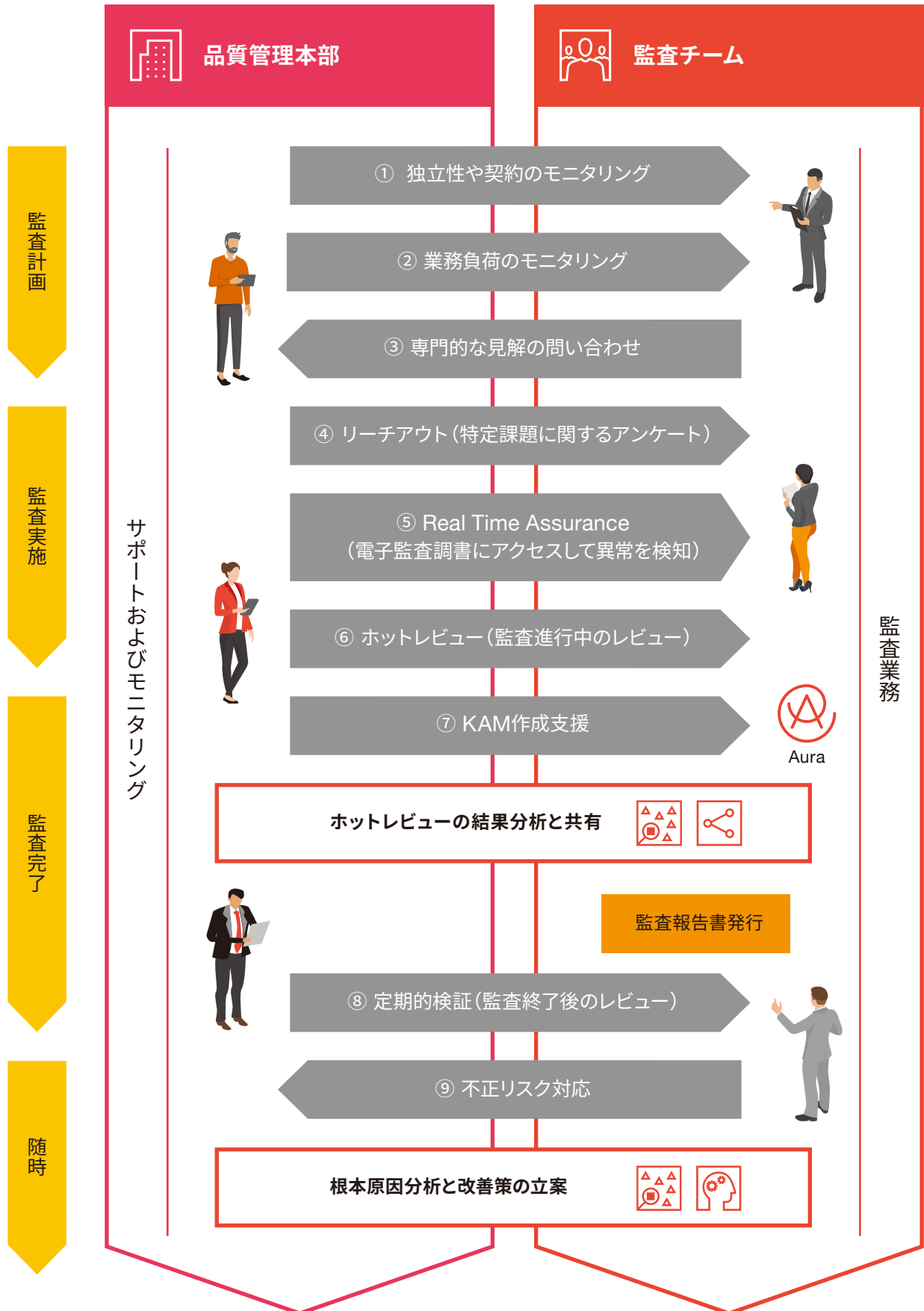
また上述のとおり、外部からのサイバー攻撃が企業のビジネスリスクのみならず財務報告に影響を与えるリスクともなっていることから、ITから生じるリスクの評価に当該リスクも含める必要があ

ります。PwCあらたは、サイバーインシデントが発生した場合の監査対応に留まらず、全ての監査においてPwCグローバルが識別したランサムウェアやビジネスメール詐欺等の一般的に財務報告に影響を与える可能性のあるサイバーセキュリティリスクを評価し、必要に応じて侵入検知、パッチ管理、サイバーリスクに対応したバックアップとリストアなどの内部統制の評価を行うなど、PwCグローバルと連携して最新のリスク評価を監査アプローチに取り込み、常に手法の変化するサイバーリスクに対応した監査を実現しています。

PwCあらたは、IT環境の変化とそのトレンドを常に把握し、ITの利用から生じるリスクを適切に評価することにより、クライアントの変革のスピードに寄り添い、変革に伴って生じる新たなリスクに先回りして対応し、価値ある監査を実現できると考えています。



品質管理本部によるサポート&モニタリング



### ① 独立性や契約のモニタリング

詳細はp. 67をご参照ください。

### ② 業務負荷のモニタリング

監査責任者は、その職責を果たすための適性、能力および経験を考慮して各業務部門の責任者により選任されますが、さらに品質管理本部が、客観的な視点から選任結果を個別に検討するプロセスを採用しています。加えて、各パートナーの年間の担当業務に偏りがなければ確認し、パートナーの業務のポートフォリオのレビューを実施しています。

このレビューにおいて、各パートナーは自身の年間の担当業務量、業務の複雑性、繁忙期の集中度等を把握し、各業務部門の責任者と面談を実施しています。さらに品質管理本部が客観的な視点からこれを横断的にレビューし、必要に応じて関係者と協議し、業務分担の見直しを求めるなど、きめ細かいモニタリングを行っています。

### ③ 専門的な見解の問い合わせ

当法人では、事前に専門的な見解の問い合わせが必要な事項を明示し、監査チームが該当する事象に直面した場合には、品質管理本部の見解を入手することを義務付けています。

品質管理本部の担当者は、事案の内容や監査チームの検討結果および暫定的な結論について監査チームと十分に議論を行い、専門的な調査を実施した上で見解を示します。品質管理本部の担当者は、外部の専門機関への出向経験がある者など各専門領域および実務に精通した者で構成しており、2023年度は、合計483件の問い合わせに対応しました。

また、品質管理本部として質問や相談

を推奨しており、質問や簡易的な相談件数は年々増加しています。さらに、監査チームに提供した専門的な見解のうち一般化できる内容については、FAQやWebcastとして法人内のデータベースを通じて共有しています。

### ④ リーチアウト

品質管理本部では、監査において特に留意すべき事項の有無や各監査チームの対応状況を積極的に情報収集した上で分析し、監査チームを支援するため、アンケート形式の調査「リーチアウト」を実施しています。リーチアウト活動の対象は、例えば、特定の業種に所属する被監査会社など、調査項目に応じて都度決定しています。

また、質問内容もその都度使い分けています。こうしたリーチアウトを通じて個々の監査業務の現状に関する情報を入手します。これに被監査会社の財務情報や監査チームからの情報等を加味してプロファイリングすることにより、追加的な対応や支援が必要な監査チームを識別します。

### ⑤ Real Time Assurance

品質管理本部では、リーチアウト活動に加えて、電子化された監査調査であるAura内のデータを自動的に集約し、業務進捗等をモニタリングする取り組みを進めています。この活動をReal Time Assurance (RTA) と呼んでおり、この活動により例えば、業務進捗が遅れている監査チームをリアルタイムに発見し、支援することができます。例えば、適切な監査手続マスターの選択、重要性基準値の設定、監査対象とする財務諸表項目の選定、監査アプローチの選択など、PwC

Auditに従っていない可能性がある監査業務や、プロジェクト管理が適切に行われていない可能性がある監査業務についてリアルタイムで監視し、品質管理上の問題が顕在化する前に監査チーム自らが必要な対応を行うことができるように支援しています。また、デジタルツールを用いて集約したデータを用いて、法人全体の品質の傾向を把握するための分析を行っています。

### ⑥ ホットレビュー

リーチアウトにおける分析やRTAにより追加的な対応や支援が必要と判断された監査チームに対して実施される施策の代表が、ホットレビューです。ホットレビューでは、高リスク領域を中心に、監査チームにより監査が計画・実施されると同時に、経験あるレビューアーが監査チームの選択したテストアプローチやその結果をレビューし、アドバイスを提供します。

これにより監査チームを支援すると同時に、現場の監査品質をモニタリングしています。ホットレビューは、クオリティ・レビュー部を中心に、他の品質管理部門や各業務部門のチーフオーディターと協力して実施されます。さらにレビュー時間および対象業務の増加ならびに、レビューアー教育およびツールの充実を図ることでホットレビューの拡充を図っています。

### ⑦ KAM作成支援

詳細はp. 81をご参照ください。

### ⑧ 定期的検証

詳細はp. 77をご参照ください。

### ⑨ 不正リスク対応

詳細はp. 75をご参照ください。

## 不正リスクへの対応

### 不正による重要な虚偽表示リスク

わが国の監査基準においては、「監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない」と定められています。また、「監査における不正リスク対応基準」においても、不正リスクに適切に対処する上で、職業的専門家としての懐疑心（職業的懐疑心）が重要であることが強調されています。

### 職業的専門家としての懐疑心の保持および発揮

当法人では、監査チームメンバーが職業的懐疑心を保持・発揮し、不正リスクに対してより注意深く、批判的な姿勢で臨むためには、監査チーム内での円滑なコミュニケーションが重要だと考えています。監査チームメンバー間の率直な意見交換を通じて、監査責任者を含む監査チームメンバー間で、潜在的な不正リスクを含む監査リスクの認識、事業上の合理性に疑問を抱かせる特異な取引等、監査上重要な問題となる可能性のある事項およびその対応方針を共有します。

また、監査チームメンバーが、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を適時かつ適切に識別することができるよう、次の取り組みを行っています。

- ・パートナーおよび監査現場をリードする一定以上の経験を有する職員に対して、過去の不正事案を踏まえたケーススタディ研修の受講の義務付け。

- ・当法人内外からの通報制度として、監査ホットライン<sup>※</sup>を導入。



※監査ホットラインは、法人ウェブサイトにて通報方法を記載しています。通報者が人事等において不利益を受けないよう、関連規程上、明文で定めています。また、リスク管理部リーダーが、提供された情報に関するアクセス従事者を選任します。通報対象事項に関係を有する者にはアクセス権限を付与せず、通報者の秘密を守ることにより、通報者が不測の不利益を受ける事態も防いでいます。

### 不正による重要な虚偽表示の可能性への対応

監査チームが不正による重要な虚偽表示の可能性を識別した場合には、右図のとおり状況に応じて、法人内に共有し、必要な対応を実施しています。当該監査チームに対して、審査担当パートナーによる厳格な審査や部門リスク管理担当パートナーによる助言、品質管理本部による専門的見解の提供、不正の専門家による関与などを実施することがあります。

### 不正リスク対応研修

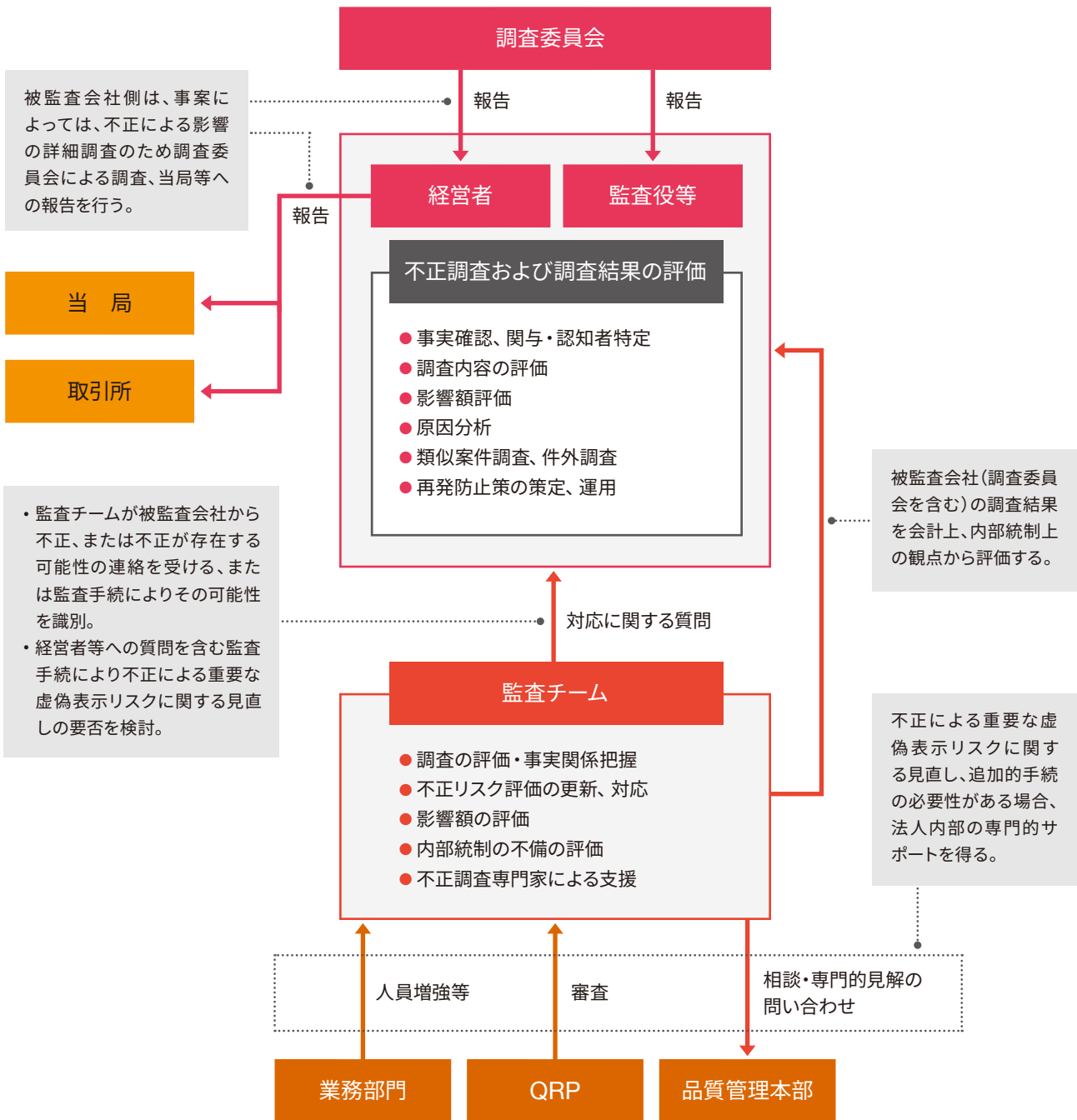
近時の会計不正事例から監査上の対応を学ぶ研修を実施するとともに、法人外部の実務家や法律家を講師として招き、デジタルリスクと企業の対応、AIの活用、リーガルリスクマネジメント、内部通報システムによる不正リスク早期発見・対応のためのポイント等についての研修を実施しました。

### 被監査会社の財務データ等の分析

上場する被監査会社が公表している有価証券報告書等および決算短信における財務データの数年にわたる推移や一般的な財務比率および売上債権等の回転期間の変遷から、不正事例を踏まえた異常値が含まれていないかなどについて、個別に監査チームに問い合わせ、不正の兆候がないか確認する取り組みを始めています。品質管理本部も監査チームとのディスカッションを通じ、被監査会社の財務情報の意味合いや事業の特徴を理解する機会を得ることができ、リスクプロファイリングの高度化に役立てています。また、品質管理本部担当者が監査完了前の財務諸表をレビューし、被監査会社の事業や勘定科目の特質を踏まえ、公表されている不正事例に照らして不正の兆候がないか検討し、監査チームにフィードバックする取り組みも始めています。さらに、過去の有価証券報告書等の訂正事例に基づき被監査会社の財務諸表を分析し、不正・誤謬リスク評価に役立てることを目的としたAIによる財務諸表分析ツールの開発を進めています。

テクノロジー×品質管理の詳細については p.25 をご参照ください。

不正リスクへの対応

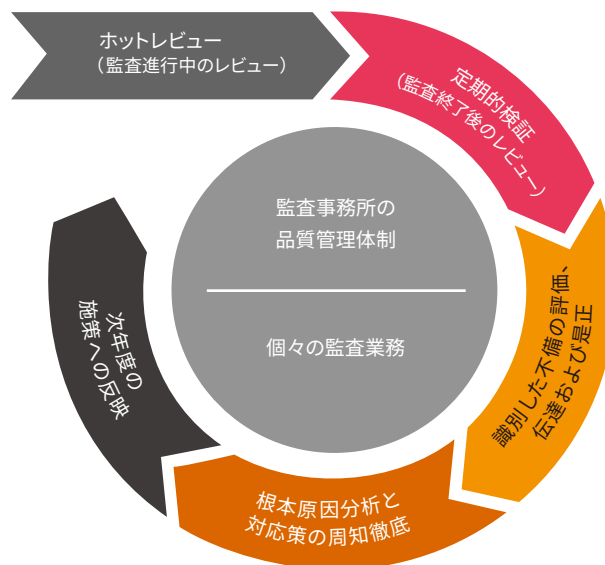


## 監査業務の定期的検証

### 1. 定期的検証 (監査終了後のレビュー)

当法人では、監査事務所の品質管理体制および個別の監査業務に関する定期的検証を実施しています。

この定期的検証では、PwCネットワークが世界統一で採用する品質管理レビューの仕組みであるGlobal Assurance Quality Inspection (GAQ-I)を活用しています。GAQ-Iは、国際品質管理基準第1号をはじめとする監査事務所の品質管理および監査に関する基準を踏まえて開発されたプログラムです。レビューチームはクオリティ・レビュー部メンバーを中心に、海外のPwCメンバーファームのパートナーおよびマネージャーを含めて編成され、PwCネットワーク共通の方針、手続、ツールおよびガイダンスを利用してレビューを実施します。



#### 監査事務所の品質管理体制の 定期的検証

監査事務所の品質管理体制の定期的検証は、法人全体の品質管理の仕組みに関する内部統制が、品質管理の基準に沿って適切に整備および運用されているかどうか検証するものです。

#### 個々の監査業務の定期的検証

個々の監査業務の定期的検証は、個々の監査業務が、監査に関する基準等に沿って適切に実施されているかどうか検証するものです。

監査責任者として監査業務を実施して

いるパートナーは、原則として3年に一度は個々の監査業務の定期的検証の対象となります。また、社会的影響度の高い監査業務やリスクの増大が認識された監査業務についても、定期的な検証の対象としています。

### 2. 識別した不備の評価、 伝達および是正

定期的検証の結果、重要な指摘事項が識別された場合、監査責任者は改善計画を立案・実行して追加の監査証拠を入手することが求められます。品質管理本部は、当該改善計画が適時適切に立案・実施されているかを監視します。定期的

検証の結果および一連の是正措置は、PwCネットワークにも共有されるとともに、監査チーム内での役割および責任を考慮の上、パートナーを含む各監査チームメンバーの人事評価に反映されます。

### 3. 根本原因分析と対応策の 周知徹底

PwCあらたでは、定期的検証や外部機関による検査等の結果を踏まえて、根本原因分析を実施し、監査品質の改善に役立てています。具体的には、改善が望まれる事項の分布状況、問題が識別された監査業務とそれ以外の業務との比較、客観的な要因と潜在的な問題点の検

討といったさまざまな分析を行っています。当法人では、これらの分析結果を吟味し、PwCネットワーク内で共有されているベストプラクティスも考慮の上、人材の配置方針の見直し、監査手続書の改訂、再発を防止するためのガイダンスの作成、現在進行中の監査業務における対応状況の適時の確認、十分な教育研修の実施など、必要な対応を行います。

#### 4. 次年度の施策への反映

根本原因分析に基づいて個々の対応策も実施されますが、発見された事項はQMSEにおけるリスクとしても認識され、法人全体の品質管理施策にも反映されていきます。

過去の定期的検証等から、発見された事項への対応策として、特に重要かつ効果的と考えられる施策として取りまとめられたものが「4+1」の取り組みです。

「4+1」についてはp. 27をご参照ください。

#### 定期的検証の結果

2023年度において、36件(2022年度は32件)の監査業務が定期的検証の対

象となり、重要な指摘事項は識別されませんでした(2022年度は32件中1件)。当該定期的検証は、監査業務を実施しているパートナーの47%を一度にカバーしています。

#### 定期的検証の結果を踏まえた品質改善の取り組み

「4+1」など、品質改善に関するさまざまな取り組みを継続的に行った結果、下表のとおり、2023年度において重要な指摘が識別された監査業務はなく、近年で最も良い結果となりました。2022年度の定期的検証の結果を踏まえて取り組んできた領域には、比較的小規模の非上場企業の監査業務における会計仕訳に関する監査手続の高度化、初年度監査における業務サポートの強化などがありましたが、これらの領域について、企図した一定の成果が挙がっていることが確認されました。

なお、会計仕訳や会計上の見積りに関して実施する監査手続の高度化は、従前より継続して取り組んできた領域であり、上場企業に対する手続は一定のレベルに達したと自己評価していますが、企業を取り巻く経営環境の変化が著しいこ

とから、内部統制の継続的な強化や経営環境の変化を踏まえた見積り論拠のご提示等、被監査会社のご協力もますます必要になると考えています。

重要な指摘事項が識別されなかったという当年度の結果について、これまでの品質改善の取り組みに関する一定の成果を認識していますが、当該結果を翌年度以降も維持および向上させていくために、監査基準および求められる監査手続と文書化の理解の再確認を徹底するとともに、品質管理本部とチーフオーディターが一体となって手続の標準化を推進していきます。当法人には、国際的な監査品質向上の流れを汲み、定期的検証による指摘事項から学ぶカルチャーが醸成されています。定期的検証による指摘事項については、速やかにその原因分析を実施し、いち早く課題を認識するとともに、品質管理部門による専門的な見解も積極的に取り入れ、対応策を講じています。これからも、引き続き監査の品質向上を最優先とする取り組みを継続し、被監査会社とも協力しながら、日本における財務報告の品質向上に寄与してまいります。

#### 定期的検証の結果

対象年度	対象業務	監査意見の修正が必要	重要な指摘事項なし	重要な指摘事項あり	パートナーカバー率
2022年度	32件	0件	31件	1件	47%
2023年度	36件	0件	36件	0件	47%

#### レビューアーの稼働時間

レビューの種別		
ホットレビュー (監査進行中のレビュー)	定期的検証 (監査終了後のレビュー)	合計
8,722時間	4,281時間	13,003時間
7,384時間	3,957時間	11,341時間



外部検査

日本公認会計士協会による  
品質管理レビュー

日本公認会計士協会(JICPA)による通常の品質管理レビューは、当法人を含む大手監査法人に対しては、これまで原則として、2年に一度の通常レビューが実施されています。

監査事務所に対しては、これらの品質管理レビューの結果に応じて、上場会社監査事務所名簿等に注意・勧告の概要を「開示」または名簿からの「抹消」といった措置が取られることがありますが、当法人は設立以来、JICPAの品質管理レビューの結果に基づく措置を受けたことはありません。

公認会計士・監査審査会による検査

公認会計士・監査審査会(CPAAOB)は、JICPAから品質管理レビューに関する報告を受けてその内容を審査し、必要に応じて監査事務所等に立入検査を実施します。その結果、監査事務所において監査の品質管理が著しく不十分である場合、監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、業

務の適正な運営を確保するために必要な行政処分やその他の措置を金融庁長官に勧告し、同庁が監査事務所に対して行政処分などを行います。

なお、当法人は、2023年6月30日現在において、過去に金融庁による行政処分を受けたことはありません。

米国公開会社会計監督委員会  
による検査

公開会社会計監督委員会(PCAOB)は、米国において公開会社の監査を行う会計事務所に対し、定期的に検査を行っています。検査結果は、PCAOBのウェブサイトにおいて公開されています。

指摘事項への対応等

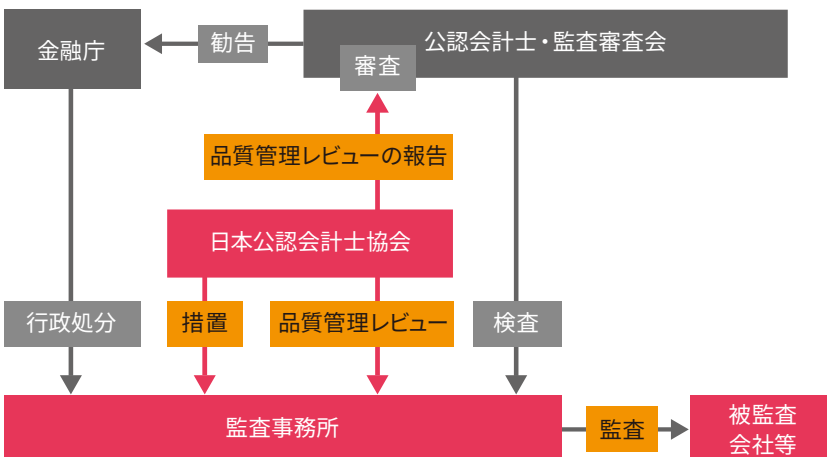
当法人は、JICPAの品質管理レビューならびにCPAAOBおよびPCAOBの検査において指摘を受けた場合は、適切な対応を行うとともに、その根本原因を分析し、再発を防止するためのガイダンスを作成、教育研修の実施等、必要な対応を行っています。

公認会計士登録表記の  
誤りへの対応

監査チームが被監査会社に提出した監査計画概要書や監査結果(経過)報告書において、公認会計士である監査責任者の下で監査補助者として監査業務に従事する職員が公認会計士登録されていないにもかかわらず公認会計士として記載されていることが確認された事例がありました。また、当法人から提供した情報が誤っていたため、一部の被監査会社の有価証券報告書に記載誤りが生じていました。

当法人は、このような事態を真摯に反省し、関係者の処分等を行った上で、再発防止策として、登録表記誤りの重大性を注意喚起する研修を実施し、誤りの原因を踏まえて刷新した登録表記に関する取り扱いを法人内に周知しています。各監査チームが当該取り扱いに沿って適切に対応するとともに、品質管理本部は各監査チームが作成した関連文書について執務データおよび人事データを基に同月内に再点検しています。

外部機関による検査等に関する制度の概要



設立以降の金融庁による行政処分 **0**件

設立以降の日本公認会計士協会の品質管理レビューの結果に基づく措置 **0**件

# PwCネットワークとの連携 (Collaboration with PwC Network)

>>> 目標12

PwCあらたは、監査手法の導入や監査業務のモニタリング、テクノロジーの開発について、PwCネットワークと連携するとともに被監査会社の海外子会社の監査をPwCネットワークの各拠点とも連携しています。

## グローバル監査対応

グローバルに事業を展開する企業のグループ監査を適切に実施するためには、海外子会社等に係る監査上のリスクを識別し、適切な対応を図る必要があります。PwCでは、グローバルネットワーク共通の監査手法であるPwC Auditを各国で適用しており、当法人では、企業の海外拠点の社会、文化、法制度、言語を深く理解しつつ、現地PwCネットワークファームと密接に連携することにより、海外子会社等を取り巻く各国の事業環境を勘案しながら、グローバルで一貫した高品質の監査を実施します。

当法人では、PwCネットワークでのグローバル監査対応を行っています。

国際的に事業を展開する企業の監査

を行う際に、必要に応じてJBNメンバーを関与させ、海外子会社等の監査を実施する監査チームとの密接な連携を図ります。また、親会社監査チームと子会社監査チームの間ではConnect Audit Manager<sup>(注)</sup>などのコミュニケーションツールを用いて、適時かつスムーズな情報伝達を行っています。

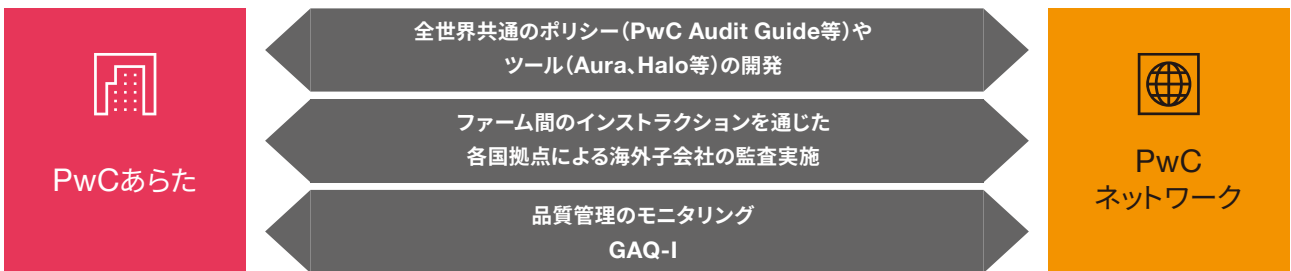
不正などの重大な問題発生時には、海外であっても早い段階で現地監査人とともに現地経営陣との対面によるディスカッションを実施し、重要課題については早期に品質管理部門がサポートし、必要に応じて現地の品質管理部門とも直接コミュニケーションして解決を図ります。また、被監査会社、被監査会社の海外子会社、PwCあらた、海外ネットワークファームの4者会議を開催し意見

調整を行うことで、被監査会社と一緒に迅速に課題を解決します。

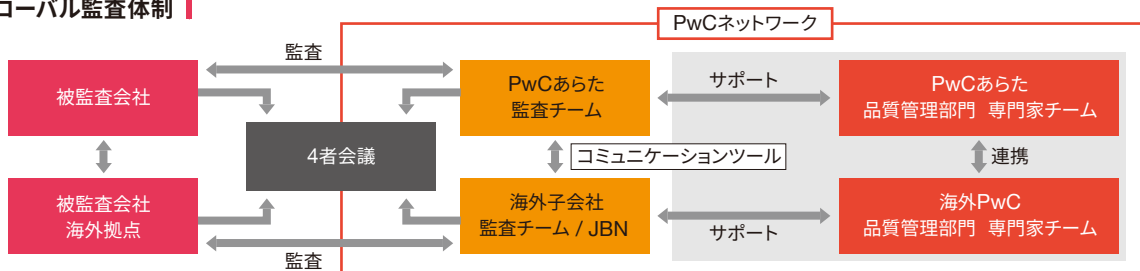
(注) Connect Audit Managerは親会社監査チームが子会社監査チームとリアルタイムかつ安全にコミュニケーションをとることを可能とするために開発されたWebベースのプラットフォームです。監査の進捗管理や協議事項の可視化が可能になります。

## 日本企業支援ネットワーク (JBN: Japanese Business Network)

PwCグローバルネットワークは世界各国・地域に、日本企業のビジネスを支援するため、会計・監査をはじめとする専門家から構成される日本企業支援ネットワークを構築しています。2023年7月1日現在、日本企業支援ネットワークには754名(うち、日本語対応可能者534名)の専門家を配置しています。



## グローバル監査体制



**4者会議**  
重要な案件、新規重要子会社など必要に応じて機動的に開催

**面着対応**  
海外であっても早い段階で、現地監査人とともに現地経営陣と対面によるディスカッションを行い、課題を早期に解決

**品質管理部門の連携**  
重要課題には早期に品質管理部門がサポートし、必要に応じて品質管理部門が現地の品質管理部門とも直接コミュニケーション

**専門家チームの組成**  
現地で専門家チームを組成した際には、日本でも専門家チームを組成し、専門家チームと監査チームが一体となって対応

## 利害関係者の期待に応えるための 当法人のKAMに対する取り組み

&gt;&gt;&gt; 目標12 / 目標14

### 監査上の主要な検討事項 (Key Audit Matters: KAM)

2021年3月期からわが国においても、監査報告書上での「監査上の主要な検討事項(Key Audit Matters: KAM)」の記載が始まり、2023年3月期は上場企業の財務諸表の監査報告書でのKAMの記載が3年目となり実務に定着してきました。監査報告書において、KAMの内容、決定理由およびKAMに対する監査上の対応を記載することで、監査の具体的なプロセスがKAMによって開示されることにより、監査や財務諸表に対する利害関係者の理解が促進され、透明性向上につながっています。

### KAMへの取り組みと信頼の構築

当法人においては、利害関係者にとってどのような情報をKAMに記載することが有用であるかを常に考え、KAMの作成に取り組んできました。どの企業の監査にも共通する一般的な記述の内容(ボイラープレート)は極力避け、個々の企業が置かれている状況とKAMの選定の関係、KAMにどのような論点があり、当該論点に対してどのように監査を実施したのかなどについて可能な限り記載する方針とし、当該方針に即してKAMが作成されるよう、KAM適用3年目においても品質管理本部が監査チームを積極的に支援しました。支援にあたっては、品質管理本部内のKAM担当チームが個々の監査チームごとに担当し、「相談しやすい」体制を継続して整備・運用することにより、監査チームからの相談や

文面のレビューの依頼に対応しました。加えて、当年度においてもKAM適用の高評価ポイントをまとめた動画配信を行うとともに、ITの利用に関する記載を含むKAMの記載の詳細化やKAMの変更の旨や変更理由を記載することを推奨する取り組み等を行いました。KAMの正式なコンサルテーション(専門的な見解の問い合わせ)手続は社会的影響が大きい場合や、特殊な内容を含む場合を中心に実施していますが、品質管理本部として当年度においても多くのKAMの作成に対する支援を行いました。特に2023年3月期からはEDINETにおける監査報告書に画像を挿入することが可能になったことから、KAMの文中において選定過程を示すためのリスクチャートの挿入を検討している監査チームに対しては品質管理本部のメンバーが密なコミュニケーションを行い、ネットワークのアドバイスを受けながらKAMの作成を支援しました。

KAMは監査役等とコミュニケーションを行った事項のうち監査人が特に注意を払った事項の中から選定されますが、利害関係者にとって有用なKAMの作成にあたっては、企業の状況の変化やリスク評価についての監査チームとマネジメント・監査役等との深い対話が不可欠であり、KAMを最終化するまでの間には、KAMのみならず企業開示の内容に至るまで非常に多くの議論が行われます。監査チームによる深い対話の結果、企業の開示も拡充され、それに伴い「KAMの内容および決定理由、KAMに対する監査上の対応」がKAMの内容に沿った個別具体的な記載になりました。品質管理本部では、このようなKAM

の作成プロセスにおいて、企業の注記、KAMの内容、監査上の対応の記載の3つがそれぞれ整合したものとなるように、監査チームを支援し、KAMを最終化するまで繰り返し監査チームと検討を行いました。監査チームと品質管理本部が連携して取り組んだことにより、当法人のKAMは、被監査会社との深度ある協議に基づいた監査チームの判断が適切に反映され、利害関係者の観点からも理解しやすく、安心して利用できる信頼のあるものとなっています。そのため、金融庁や日本証券アナリスト協会によるKAMの事例集でも当法人の事例が複数取り上げられています。

KAMのボイラープレート化をいかに避けるか、企業の状況の変化をどのようにKAMに反映していくべきか、などは継続した課題であると認識しています。今後も利害関係者の期待に応えられるよう、継続してKAMの実務の進展に対する取り組みを重ねていきます。

### 【KAM作成支援に対する品質管理本部の主な取り組み】

- 品質管理本部内にKAM担当チームを設置し、監査チームにとって「相談しやすい」体制の整備と運用
- KAMの記載の詳細化やITを利用した監査手続、KAMの変更の旨や変更理由を記載することの推奨およびそのための支援
- 利害関係者の高評価ポイントを踏まえた動画配信の実施、チェックリスト・記載例の活用等によるKAMの作成支援
- 社会的影響が大きい場合や、特殊な内容を含む場合には、正式なコンサルテーション手続を実施

## 四半期開示見直しの方向性

2024年4月1日以降開始する四半期会計期間から金融商品取引法に基づく四半期報告書と取引所規則に基づく四半期決算短信が一本化され、金融商品取引法での第1四半期および第3四半期の開示義務は廃止される見込みです。一方で、取引所の規則に基づく四半期ごとの決算短信の開示は継続され、企業が

投資家等に対して四半期ごとの正確な財務報告を行うために、監査法人に対して任意での保証を求めるケースもあるものと考えています。当法人では、そのような潜在的なニーズも踏まえ、被監査会社と慎重に協議をした上で、任意で四半期財務数値に対するレビューを実施するなど、情報の信頼性を維持する方法を模索

してまいります。また、任意での四半期ごとの財務数値のレビューを実施しない場合でも、被監査会社とのコミュニケーションの希薄化により期末において重要な手戻りが生じないようにするため、年度の監査において重要な会計、監査上の論点を適時に把握、検討し、期中監査の充実化を図っていきたいと考えています。

## ESGと財務諸表監査との関連

>>> 目標12 / 目標14

企業によるサステナビリティ情報の開示は、これまでに類を見ないスピードで進化しています。私たちは、サステナビリティ戦略の立案支援、サステナビリティ

開示の作成支援、サステナビリティ情報の保証などについて、基準設定主体への出向者やグローバルネットワークから得た最先端の知識に基づき、十分な経験

に裏打ちされた高品質のサービス提供を行うことで、持続可能な社会の実現に向けて貢献する所存です。

PwC Professional Voice

### 監査基準報告書720の対応

チーフ・オーディター・オフィス リーダー(執行役員) 天野 祐一郎 パートナー



2021年に改正された監査基準報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」(以下監基報720)では、監査人に企業の開示情報について、財務諸表以外の「その他の記載内容」を通読し、財務諸表および監査人が監査の過程で得た知識との間の「重要な相違」の有無の検討を要求するとともに、「その他の記載内容」に重要な誤りがある場合には、監査報告書においてその事実を報告することを求めています。一方で、昨今の金融庁による内閣府令等の改正により、企業には、例えば有価証券報告書等において、「サステナビリティに関する考え方および取り組み」や「人的資本・多様性」の開示が求められるなど、非財務情報の開示の拡充が図られています。

監基報720に従った「その他の記載内容」と財務諸表や監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違がないことの検証には一定の時間と経験、判断を必要とします。例えばGHG排出量などの非財務情報を検証する場合、開示される情報とその基礎情報との突合、企業への質問などを通じて表面的な整合性を確認するだけでは、監査人でない企業外部の第三者によっても検証できるかもしれません。しかし、その検証に深度を求めることは難しいことです。私たちは監査の実施を通じて、企業の事業環境やビジネスの理解を日々深めるとともに、企業の経営者等とのディスカッションを通じて経営者の認識するリスクを理解し、評価を継続しています。

監査を通じて培われる監査人の経験と、その経験に裏付けられる洞察と判断の質は、どのような情報を入手し、理解、分析することが「その他の記載内容」の検証の目的適合性(Relevance)を高めるかに影響します。私たちは、非財務諸情報の保証の制度化を見据えて、非財務情報を真の意味で検証、保証するために、企業の会計監査人であるからこそその専門家としての能力、経験を蓄積していくことにコミットします。

## インダストリーリーダーの考える監査とBroader Assurance Service (BAS、非監査業務)の今と未来

>>> 目標12 / 目標14



### インダストリーの知見で ステークホルダーの課題解決に貢献する

執行役 クライアント&インダストリー担当  
山中 鋭一 パートナー

企業を取り巻く外部環境は、急速に変化しています。グローバルに事業を展開する企業においては、世界の分断懸念から最適なサプライチェーン網を整備する目的が低コスト化から事業の持続可能性に変わりました。また、産業変革に晒されている企業においては、自らの事業ポートフォリオ変革を推進するために、既存事業の構造改革やM&Aに取り組んでいます。さらには、デジタル化の波が押し寄せ生成AIなどの新しいテクノロジーを活用することへの抵抗はなくなりました。そして何よりも、気候変動や資源の安定的調達をはじめとするサステナビリティアジェンダを経営戦略の中心に据えて価値創造経営を標榜する企業が増え、人

類存続の危機をビジネスを通じて解決しようとするマインドセットへの変化が見られます。これらはほんの一例ではありますが、企業活動は従来にも増して複雑性が高まっていることは間違いなく、未だかつてないほどに、「現在」のみならず「未来」に対する洞察力と努力が求められるようになりました。

PwCあらたでは監査部門とBAS部門に対して、横串でインダストリーリーダーが配置される組織構造となっています。私たちは、インダストリーの専門性を高めることは、私たち自身がマーケットに対して常にRelevantであり続けるために必要不可欠な要素であると考えています。ステークホルダーの期待は日に日に

高まり、その変化のスピードは速まっています。

インダストリーリーダーたちは、日々研鑽に勤しみ、得た知見をさらに深めるための自己投資を惜まず、磨き上げた知見を多くの仲間と共有し、より多くの社会的な課題の解決に貢献したいという思いを持った集団です。

今回は、①環境の変化、②複雑な規制、③急速な産業変革に直面している、エネルギー業界、銀行業界、保険業界、ヘルスケア業界を担当するインダストリーリーダーを招いて、監査とBASの関連性という視点で意見交換を行いました。

#### ■ PwCあらたのインダストリーリーダー ■

金融サービスリーダー／  
銀行・証券リーダー

パートナー  
石井 秀樹

保険リーダー

パートナー  
宇塚 公一

資産運用リーダー

パートナー  
辻田 大

自動車・工業製品  
リーダー

パートナー  
山中 鋭一

医薬・ライフサイエンス  
および  
ヘルスケアリーダー

パートナー  
高木 和人



テクノロジー・  
メディア・  
テレコムリーダー

パートナー  
千代田 義央

エネルギー・資源、  
電力・ガス、金属・鉱業  
リーダー

パートナー  
熊田 崇史

プライベート・エクイティ/  
商社リーダー

パートナー  
澤山 宏行

パブリックセクター  
リーダー

パートナー  
辻 信行

消費財・小売・流通業  
リーダー

パートナー  
クウ ウエイ



## 規制業種におけるBASの経験の監査への応用

金融サービスリーダー/銀行・証券リーダー(上席執行役員) 石井 秀樹 パートナー

銀行業界等の複雑な規制業種においては、全体感を持ちつつ特定の経営課題に関する知識や知見を深めることが不可欠です。監査を通じて企業や業界を俯瞰的に見る目を養うことと、BASを通じて特定領域の課題解決を経験することは、将来のリーダーを育成するために極めて有効であると考えています。監査とBASを経験することで、大局観を持ちながら深掘する、というアプローチが取れるのではないのでしょうか。

両方を経験した人財がいることは法人としても強みになるし、一個人としても質の高いサービスが提供できるようになり、より一層プロフェッショナルリズムが高まると考えています。

インダストリーリーダーとしての意気込み

国内外の大手銀行・証券に対して、それぞれ10年以上の監査・アドバイザー業務経験を有しています。「経済の血液」として高い規律が求められる一方、デジタル化の進展による新たなプレイヤー参入等の大きな変化に直面する金融業界の、「新たな信頼」構築に貢献していきます。



## インダストリーの専門家同士の連携

保険リーダー(上席執行役員) 宇塚 公一 パートナー

インダストリーの垣根はどんどんなくなってきています。保険業界の観点では、ESGという文脈でエネルギー業界と保険は深い関連性があり、ヘルスケアや製薬といった業界は生命保険との関係が深いです。今後、保険という機能は継続するとしても、必ずしも伝統的な「保険会社」のみで提供する機能ではなくなってくると考えられます。その結果、保険会社の監査であっても保険業界のみに特化しているチームだけでは高品質な監査は提供できなくなります。より広範な知識や経験とビジネスに対する洞察力を確保するために、インダストリーの専門家同士の連携が必要になります。

インダストリーリーダーとしての意気込み

保険はビジネスモデル、特に数理を活用したビジネスが分かりにくく、出てきた財務数値に対する信頼付与に監査法人が果たす役割は小さくないです。情報の信頼性を軸に業界に貢献していきます。



## 監査とBASの掛け算

エネルギー・資源、電力・ガス、金属・鉱業リーダー(上席執行役員) 熊田 崇史 パートナー

規制環境も含め、ダイナミックな変化が起きています。BASでは規制や環境の変化がサービス提供のきっかけとなることが多く、規制や環境の変化の背景を考察し、また、柔軟に対応することを通じて、知識や経験を蓄積することができます。

監査においても将来の事業計画に基づいた会計上の見積りなどを懐疑心を持って取り組む姿勢が重要であることを考えれば、インダストリーに関する知識と経験の重要性が増えます。懐疑心は将来の変化に対する自らの意見がないと十分に発揮できないことから、BASと良いコラボレーションができると考えています。実際に、再生可能エネルギーを主な営業目的としている監査クライアントの担当チームに対して規制の動向を定期的に情報共有しています。

インダストリーリーダーとしての意気込み

EUMインダストリーのクライアントに対して20年以上の監査・アドバイザー業務経験を有しています。電力自由化等の市場環境の変化、カーボンニュートラルに向けた取り組み、その他規制の厳密化など、このインダストリーは大きな変革を求められています。私を含め適切な専門家は切磋琢磨しさまざまな課題に直面する当業界のクライアントに対して貢献してまいります。



## BASと会計監査の交流と人財育成

医薬・ライフサイエンスおよびヘルスケアリーダー(上席執行役員) 高木 和人 パートナー

会計監査は、クライアントとの中長期的な付き合いのなかで安定的に人財を育成するのに向いています。一方、ガバナンスやリスク管理等の支援をするBASでは、クライアントが直面するリスクについて考察し、質の高いアドバイザーサービスの提供が求められています。会計監査とBASの両方を経験をすることで、多様な視点を持ったリスク感度の高い人財を、それぞれのキャリアプランに沿って育成することが重要と考えています。

インダストリーリーダーとしての意気込み

監査法人、内資・外資のメガファーマでそれぞれ海外経験を有する公認会計士。ミッションが社会価値に直結する業界において、これまでの経験を駆使して、企業価値の向上に貢献することを目指しています。